

議案第35号

新居浜市商業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市商業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月15日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市商業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市商業振興施設設置及び管理条例（平成9年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新居浜市商業振興センターの項を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項ただし書中「新居浜市喜光地イベント広場を催物」を「催物」に改める。

第6条中「占有者」を「占用者」に改める。

第15条から第20条までを削り、第21条を第15条とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

喜光地イベント広場使用料

区分	基本使用料			照明使用料 1時間当たり
	午前	午後	全日	
全面使用	5,250円	7,880円	13,140円	210円
屋根付部分	3,490円	5,250円	8,740円	150円

屋根なし部分	1,760円	2,620円	4,380円	50円
1 催物以外に使用するときは、無料とする。				
2 本市住民が営利目的以外に使用するときは、基本使用料の3分の1の額を基本使用料から減じた額とする。				

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由

新居浜市商業振興センターを令和2年6月30日限り廃止するため、本案を提出する。